平戸市地域クラブ活動用備品貸出要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、中学校部活動の地域移行を円滑に進め、地域におけるスポーツ活動の振興を図るため、平戸市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（平成17年平戸市条例第51号）第７条の規定に基づき、中学生を対象とした地域クラブ活動を行う平戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した市内の団体（以下「地域クラブ」という。）に対する市の所有する備品の貸出しに関し、必要な事項を定めることとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学校備品　市内の各小学校及び中学校で管理する備品

(2) スポーツ備品　市が貸出しを目的として管理する備品

(3) 貸出備品　中学生を対象とした地域クラブ活動に対し貸付けを行う前２号の備品

　（貸出対象者）

第３条　貸出備品の貸出しを受けられる者（以下「使用者」という。）は、平戸市地域クラブ認定要綱(令和７年平戸市教育委員会告示第２号)第５条に規定する認定の決定を受けたものとする。

 (貸出期間等)

第４条　備品の貸出期間（貸出日及び返却日を含む。）は、１年以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（貸出料）

第５条　貸出備品は、無償で貸出すものとする。

（営利目的利用の禁止）

第６条　営利目的のための貸出しは、一切行わないものとする。

（借用許可の申請）

第７条　使用者は、平戸市地域クラブ活動用備品貸出申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、平戸市立学校施設の開放に関する条例（平成17年平戸市条例第182号。以下「条例」という。）第４条に基づく開放のときは、同第５条に規定する手続きをもって代えることができる。

（貸出しの決定）

第８条　教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸出しの可否を決定し、平戸市地域クラブ活動用備品貸出承認（不承認）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　教育委員会は、前項により貸出しを決定したときは、貸出備品を貸与するものとする。

（運搬)

第９条　使用者は、保管場所以外への運搬の経費等をすべて負担するとともに、備品の保管について、責任を持って十分に配慮するものとする。

（貸出備品の取扱い）

第10条　使用者は、貸出備品について善良な管理者及び地域クラブ指導者の注意をもって使用及び管理するものとする。

２　使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸出備品を、他者に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。

(3) 貸出備品を、地域クラブの活動以外に使用すること。

(4) 貸出備品を利用して、他者に対して被害や悪影響を与えること。

(5) 貸出備品を、教育委員会の許可なく施設外へ持ち出すこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、国が定める部活動の地域移行ガイドラインの趣旨や貸出目的に反すること。

３　使用者は、学校長又は施設管理者から貸出備品の管理に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（亡失又は損傷の届出）

第11条　使用者が貸出備品を亡失したとき又は貸出備品を損傷したときは、直ちに貸出備品亡失・損傷の届を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項の場合において、亡失・損傷の理由が使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸出備品の原状復旧に要する費用は、使用者の負担とする。

（損害賠償）

第12条　使用者は、貸出備品の使用に当たり、使用者の責に帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（貸出決定の取消し）

第13条　教育委員会は、第８条の貸出期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出決定を取り消すことができる。

(1) 使用者が地域クラブに所属しなくなったとき。

(2) 使用者が第10条の規定に違反したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、貸出備品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

（貸出備品の返却）

第14条　使用者が第８条の規定により決定を受けた期間において使用を終了したときは、貸出備品を返却しなければならない。

２　使用者は、前条による貸出決定の取消しを受けた場合は、直ちに貸出備品を返却しなければならない。

３　使用者が、貸出備品を前項の指示どおり返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、使用者は貸出備品の価額を弁償する責任を負う。

（その他）

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　平戸市教育長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（自署）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

平戸市地域クラブ活動用備品貸出申請書

　地域クラブの活動に係る備品の貸出しを受けたいので、平戸市地域クラブ活動用備品貸出要綱第７条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出物品名 |  |
| 数量 |  |
| 貸出期間 | 　　　　年　　月　　日　　　～　　　年　　月　　日 |
| 使用の目的及び場所 |  |
| その他参考となる事項 |  |

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平戸市教育長

平戸市地域クラブ活動用備品貸出承認(不承認)決定通知書

　　　年　月　日付けで貸出申請のあった活動備品の貸出しについて、下記のとおり決定しましたので、平戸市地域クラブ活動用備品貸出要綱第８条の規定により通知します。

記

１　決定内容　　　　　　承認　・　不承認

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出物品名 |  |
| 数量 |  |
| 貸出期間 | 　　　　年　　月　　日　　　～　　　年　　月　　日 |
| 遵守事項 | (1) 貸出備品を、他者に使用させない、又は転貸しないこと。(2) 貸出備品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損をしないこと。(3) 貸出備品を、地域クラブの活動以外に使用しないこと。(4) 貸出備品を利用して、他者に対して被害や悪影響を与えないこと。(5) 貸出備品を、教育委員会の許可なく施設外へ持ち出さないこと。(6) 前各号に掲げるもののほか、国が定める部活動の地域移行ガイドラインの趣旨や貸出目的に反しないこと。 |

２　不承認理由